

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市川島土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業金法寺池下流地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年12月11日から平成19年12月31日まで縦覧に供する。

平成19年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀